

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 表彰規程

平成 8年	5月27日	全面改正
平成11年	5月18日	一部改正
平成16年	4月 1日	一部改正
平成20年	2月 1日	一部改正
平成23年	3月24日	一部改正
平成26年	5月26日	一部改正
平成27年	6月 1日	一部改正
平成28年	6月30日	一部改正
平成29年	6月 8日	一部改正
平成30年	6月29日	一部改正
令和 5年	6月23日	一部改正
令和 6年	6月 6日	一部改正
令和 6年	12月23日	一部改正

(趣 旨)

第1条 滋賀県内において社会福祉の推進に長年にわたり活動を続け、その功績顕著な者（以下「功労者」という。）及び社会福祉活動に協力援助した功績顕著な者（以下「協助者」という。）に対して、滋賀県社会福祉協議会長（以下「会長」という。）がこれを表彰し、または感謝の意を表しようとするときはこの規程による。

(表彰・感謝の方法)

第2条 表彰または感謝は、表彰状または感謝状を贈ることによって、これを行なう。但し、金品を併せて贈ることができる。

(表彰の対象)

第3条 会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 民生委員児童委員でその功績顕著な者。
- (2) 社会福祉施設および社会福祉事業ならびに介護老人保健施設を経営する役員等（理事・監事・評議員）でその功績顕著な者。
- (3) 社会福祉施設および社会福祉事業および介護老人保健施設の職員（介護老人保健施設の職員の場合は、現業に従事する者に限る。）でその功績顕著な者。（ただし、滋賀県職員は除く。）
- (4) 社会福祉協議会、社会福祉関係団体等の役員等（理事・監事・評議員）でその功績顕著な者。
- (5) 社会福祉協議会、社会福祉関係団体等の職員でその功績顕著な者。
- (6) 社会福祉活動が特に優秀な社会福祉協議会
- (7) ボランティアまたはボランティアグループとして社会福祉活動に積極的に参画協力し、その功績顕著な者または団体。
- (8) 社会貢献活動・ボランティア活動に積極的に協力し、その功績顕著な企業または団体。
- (9) 社会福祉活動が特に優秀な福祉活動推進校

(感謝の対象)

第4条 会長が感謝の意を表するものは、次に定めるものを対象とする。

- (1) 社会福祉活動に対して寄付を行った個人または団体で、前に感謝状を授与した翌日以降から起算して寄付の額が10万円以上のもの

(2) 地域福祉の推進に特に貢献している社会福祉法人または団体、個人

(表彰該当の資格)

第5条 表彰に該当する者の資格は、別表に定めるところによる。

(勤続、従事年数の算定)

第6条 被表彰候補者の勤続、従事年数の算定は次のとおりとする。

(1) 勤続年数の算定期間は、当該年度9月30日現在で算定するものとする。但し民生委員・児童委員功労者に関しては同委員の改選年度に限り11月30日現在で算定することができる。

(2) 在職期間が中断されている場合および断続的に事業を行なっている場合は、その期間を通算するものとする。

(除外条件)

第7条 第5条の資格を有する者であっても、次の各号の1に該当する者はこれを除外する。

(1) 社会福祉事業関係で藍綬褒章、黄綬褒章、叙勲を受けた者

(2) 知事または厚生大臣から社会福祉事業功労者として表彰を受けた者

(3) 全社協会長から社会福祉事業功労者として表彰を受けた者

2 第3条各号に掲げるいずれかの表彰を受けた者は、同条の規定にかかわらず、同一事由による表彰を受けることができない。

(表彰・感謝の推薦)

第8条 市町社会福祉協議会長または民間社会福祉事業関係団体の長は、第3条の規定に該当する個人及び団体もしくは社協等があるときは、推薦書(別に定める)を添付のうえ、会長に推薦するものとする。

2 前号において、複数の推薦がある場合は、推薦順位を付すものとする。

3 前号において、滋賀県知事表彰候補者ならびに滋賀県共同募金会長表彰者の推薦を重複して行うことはできない。

4 第4条第1項第2号の社会福祉法人は、本会会長が別に定める基準により選定するものとする。

(推薦書の様式)

第9条 推薦書の様式は、次の各号に定めるところとする。

(1) 民生委員児童委員【第3条第1項第1号】・・・・・・・・・・・・・・ 様式第1号

(2) 社会福祉施設および社会福祉事業ならびに介護老人保健施設を営
営する法人の役員等(理事・監事・評議員) 様式第2号

【第3条第1項第2号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(3) 社会福祉施設および社会福祉事業の職員及び介護老人保健施設の
現業職員(滋賀県職員は除く)【第3条第1項第3項】・・・・・・ 様式第3号

(4) 社会福祉協議会、社会福祉関係団体等の役員等(理事・監事・評議
員)【第3条第1項第4号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第4号

(5) 社会福祉協議会、社会福祉関係団体等の職員 様式第5号
【第3条第1項第5号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(6) 社会福祉活動が特に優秀な社会福祉協議会 様式第6号
【第3条第1項第6号】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(7) ボランティア【第3条第1項第7号】・・・・・・・・・・	様式第7号
(8) ボランティアグループ【第3条第1項第7号】・・・・・・・・	様式第8号
(9) 社会貢献活動・ボランティア活動功績企業・団体 【第3条第1項第8号】・・・・・・・・・・	様式第9号
(10) 福祉活動推進校【第3条第1項第9号】・・・・・・・・	様式第10号

(表彰・感謝の決定)

第10条 表彰および感謝の決定は、本会表彰審査会に諮り決定する。

(その他)

第11条 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、そのものが受けるべき表彰状または感謝状並びに金品は、その遺族に贈るものとする。

付 則

1. この規程は、平成8年5月27日から施行する。
2. この規程の施行の日から従前の社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会表彰規程は廃止する。

付 則

この規程は、平成11年5月18日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年6月30日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年6月29日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年6月23日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年6月6日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年12月23日から施行する。

別表

表彰の対象	資格基準	推薦者
1 民生委員児童委員	- 現に滋賀県内で民生委員児童委員としての職にある者。 - 滋賀県内において民生委員・児童委員としての在職期間が通算して12年以上である者。	市町民生委員児童委員協議会会長
2 社会福祉施設および社会福祉事業ならびに介護老人保健施設を経営する法人の役員等（理事・監事・評議員）	- 現に滋賀県内の社会福祉施設および社会福祉事業ならびに介護老人保健施設を経営する法人の役員等（理事・監事・評議員）の職にある者。 - 滋賀県内での在職期間が通算して12年以上、原則として40歳以上の者。 - 原則として、過去において滋賀県内の市町長または市町社会福祉協議会会長または社会福祉団体あるいは介護老人保健施設団体の長から表彰を受けた者。	県・市町社会福祉協議会会長、社会福祉施設および社会福祉事業ならびに介護老人保健施設の長
3 社会福祉施設および社会福祉事業の職員及び介護老人保健施設の現業職員（滋賀県職員は除く）	- 現に滋賀県内の社会福祉施設および社会福祉事業ならびに介護老人保健施設の職員。ただし、滋賀県職員は除く。また、介護老人保健施設の職員にあっては、現業に従事する者に限る。 - 滋賀県内での在職期間が通算して15年以上で、年齢は原則として40歳以上の者。 - 原則として、過去において滋賀県内の市町長、市町社会福祉協議会会長、社会福祉団体、介護老人保健施設団体のいずれかの長から表彰を受けた者。 - 被推薦者において3の表彰制度が存在しない場合や表彰制度があっても当該表彰制度における表彰基準となる在職期間が、在職年数の基準（通算15年以上）を超える場合にあっては、在職期間が通算して18年以上で、年齢は原則として40歳以上の者とする。	県・市町社会福祉協議会会長、社会福祉施設および社会福祉事業ならびに介護老人保健施設の長
4 社会福祉協議会、社会福祉関係団体等の役員等（理事・監事・評議員）	- 現に滋賀県内の社会福祉協議会、社会福祉関係団体等の役員等（理事・監事・評議員）の職にある者。 - 滋賀県内での在職期間が通算して12年以上で、原則として40歳以上の者。 - 原則として、過去において滋賀県	県・市町社会福祉協議会会長または社会福祉関係団体の長

	内の市町長または市町社会福祉協議会会長または社会福祉関係団体の長から表彰を受けた者。	
5 社会福祉協議会、社会福祉関係団体等の職員	1 現に滋賀県内の社会福祉協議会、社会福祉関係団体等の職員。 2 滋賀県内での在職期間が通算して15年以上で、原則として40歳以上の者。 3 原則として、過去において滋賀県内の市町長または市町社会福祉協議会会長または社会福祉関係団体の長から表彰を受けた者。 4 被推薦者において3の表彰制度が存在しない場合や表彰制度があっても当該表彰制度における表彰基準となる在職期間が、在職年数の基準（通算15年以上）を超える場合にあっては、在職期間が通算して18年以上で、年齢は原則として40歳以上の者とする。	県・市町社会福祉協議会会長または社会福祉関係団体の長
6 社会福祉活動が特に優秀な社会福祉協議会	1 滋賀県内の市町において学区または地区を単位として設立されているもので、その活動が優秀であって他の範とするに足ると認められるもの。 2 原則として、過去において滋賀県内の市町社会福祉協議会会長から表彰を受けたもの。	市町社会福祉協議会会長
7 ボランティア、ボランティアグループ	1 社会福祉活動の推進のための個人ボランティア (1) 滋賀県内において通算して10年以上にわたり活動を行っている者で現在なお活動中の者 (2) おおむね月2回以上活動している者 (3) 原則として、過去において滋賀県内の市町長または市町社会福祉協議会会長または社会福祉関係団体の長から表彰をうけている者 2 社会福祉活動の推進のためのボランティアグループ (1) 滋賀県内において通算して5年以上にわたり活動しているもので、現在なお活動中のもの (2) おおむね月1回以上活動しているもの (3) 原則として、過去において滋賀県内の市町長または市町社会福	県・市町社会福祉協議会会長または社会福祉関係団体の長

	社協議会会長または社会福祉関係団体の長から表彰をうけているもの	
8 社会貢献活動・ボランティア活動功績企業・団体	1 滋賀県内の企業または団体であって、以下のいずれかの取り組みを通算して6年以上にわたり実施しているもので、現在なお継続中のもの ア. 企業の職員または団体の構成員の福祉ボランティア活動の積極的な支援や、社会福祉に関する活動に対して支援や協力しているもの イ. 企業または団体として、いわゆる就労困難者に対する積極的な雇用や定着支援等を行っているもの。 ウ. 社会的に支援を要する子どもたち等に対して積極的な支援を行っているもの エ. 企業または団体として、共生社会づくりを目指した事業活動を実施しているもの 2 原則として、過去において滋賀県内の市町長または市町社会福祉協議会会長または淡海フィランソロピーネット表彰または社会福祉関係団体の長または経済関係団体から表彰を受けたもの	県・市町社会福祉協議会会長または淡海フィランソロピーネット運営委員長または社会福祉関係団体の長または経済関係団体の長または当該企業、団体の長
9 福祉活動推進校	1 滋賀県内の小・中・高等学校であって、社会福祉や共生社会に対する理解を深めるための授業や活動等が年間を通して計画的に実施され、その期間が通算して3年以上にわたっているもので、現在なお継続中のもの。 2 1に関わらず、他の範となる社会福祉活動を行っているもの 3 原則として、過去において滋賀県内の市町長または市町社会福祉協議会会長または社会福祉関係団体の長から表彰を受けたもの。	県・市町社会福祉協議会会長または社会福祉関係団体または当該学校の長